

✂️ 経済連携協定の原産地規則説明会 ✂️

九州では初めての開催です。会員以外の方も無料で参加できます。

公益財団法人日本関税協会 門司支部、長崎支部、沖縄支部

我が国の経済連携協定（EPA）は、平成14年11月のシンガポールEPAを皮切りに、現在、13カ国・地域との間で発効していますが、この協定を適切に活用するためには、原産地規則を理解することが重要です。

一方、原産地規則については、「原産地規則とは何？」「複雑すぎてわからない」等の声が寄せられています。

そこで、関税協会では皆様のご要望にお応えし、「繊維製品」、「食料品」の輸入に関する原産地規則の説明会を九州地区で初めて開催します。

- 日 時：◎2013年6月17日（月）13:30～17:00
13:30～14:15 原産地規則の基本的事項の解説
14:15～15:45 「繊維製品」の原産地規則の具体的事例解説
16:00～17:00 税関での手続（失敗事例を含む）
- ◎2013年6月18日（火）13:30～17:00
13:30～14:15 原産地規則の基本的事項の解説
14:15～15:45 「食料品」の原産地規則の具体的事例解説
16:00～17:00 税関での手続（失敗事例を含む）

■ 定 員：2日間共に定員70名。※定員を超え参加をご遠慮いただく場合に限りご連絡します。

■ 会 場：福岡県中小企業振興センター 福岡市博多区吉塚本町9-15
（JR鹿兒島本線 吉塚駅（東口）から徒歩1分）

● 講師紹介：東京税関業務部総括原産地調査官 上席調査官 東海 梨香氏

【締め切り】2013年6月3日（月）

……………ご希望の方は下記にご記入のうえ、このままFAX送信して下さい。……………

FAX:093-331-5731（日本関税協会門司支部）

ご参加希望の説明会に“レ”チェックをお願いします（2日間連続のご参加も可能です）		
<input type="checkbox"/> 6月17日（月）「繊維製品」原産地規則	<input type="checkbox"/> 6月18日（火）「食料品」原産地規則	
御社名：	会員番号：	
ご連絡先	ご住所：〒 （ビル名も含む。）	
	電話番号：	FAX番号：
	E-mail：	
参加者	6月17日（月）	6月18日（火）
	お名前：	お名前：
	お名前：	お名前：
	お名前：	お名前：

●お客様情報につきましては、適切に管理し、セミナー運営及び当協会の事業運営のためにのみ利用致します。

お問い合わせ先：公益財団法人日本関税協会門司支部 電話：093-331-5730